

## 豊明市地域公共交通活性化協議会事務局要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、豊明市地域公共交通活性化協議会設置要綱（平成 28 年 4 月 1 日決裁）第 14 条の規定に基づき、豊明市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要なこと。

(職員等)

第 3 条 事務局に事務局長、事務局員その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、豊明市行政経営部企画政策課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、豊明市の職員をもって充てる。

(専決事項)

第 4 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 1 件 50 万円以下の予算の執行
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第 5 条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、豊明市文書取扱規程（昭和 63 年豊明市訓令第 5 号）の例による。

(公印の取扱い)

第 6 条 協議会の公印は、会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、

個数及び管理者は、別表のとおりとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、事務局の運営に必要な事項は、協議会の会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
豊明市地域公共交通活性化協議会 会長之印	豊明市地域公共交通活性化協議会 会長之印	てん書	21×21	会長名をもって発する 文書	1	事務局長

豊明市地域公共交通活性化協議会事務局要領新旧対照表

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、豊明市地域公共交通活性化協議会設置要綱（平成28年4月1日決裁）<u>第13条</u>の規定に基づき、豊明市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、豊明市地域公共交通活性化協議会設置要綱（平成28年4月1日決裁）<u>第14条</u>の規定に基づき、豊明市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>